

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 24 回定例
3 月 16 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 3 月 16 日に教育委員会第 24 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 3 月 16 日（水） 開会 10 時 00 分
閉会 15 時 30 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 齊 興 直 靖
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 史 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター所長
谷 学 教育総務課主席人事管理主事
杉 山 禎 高校教育課参事
織 田 敦 高校教育課主席人事管理主事
勝 又 史 博 情報化推進室指導主事

4 その他

(1) 第 46～57 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～5 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
1月22日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第54～57号議案、報告事項5及び配付報告8は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第54～57号議案、報告事項5及び配付報告8は非公開とする。

<非>第54号議案 平成27年度永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定

※ 非公表

<非>第55号議案 平成27年度末教職員人事異動

<非>第56号議案 平成28年度再任用教職員の決定

※ 非公表

<非>第57号議案 平成28年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

※ 非公表

<非>報告事項5 平成28年度新規採用教職員、再任用教職員の決定

※ 非公表

（会議の公開）

教 育 長： ここで会議を公開とする。

第47号議案 障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領

教 育 長： 第47号議案「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領」について、池田教育総務課長より説明願う。
教育総務課長： <議案についての説明>
興 委 員： 目的は全ての職員に該当するののか。
教育総務課長： そうである。
溝 口 委 員： 大学では入試の時に特別配慮という点で、個人受験等の配慮が多くな

った。採用試験では様々な障害を持った方が受験すると思うがどういった配慮を考えているのか。

教 育 監： 教員採用試験の場合、具体的には問題文の拡大表示や、別室受験を行うなどの配慮をする。実際に全盲の方の受験があったが、問題文を全て点字に置き換えた。また、別の問題点として高校入試がある。本年度、入試の際に特別な配慮を求めた生徒は 50 人強いたが、各学校で状況に応じた対応をしている。今後は特別配慮に対して、更に準備を進めていく必要があると考えている。

興 委 員： 要領の第 2 条、第 3 条で対応マニュアルに留意するという表現があるが、マニュアルは留意事項なのか。

総務主席人事管理主事： マニュアルは留意事項ではあるが、今後研修等でも活用できるように構成されている。

興 委 員： 訓令で要領を作成するとして、マニュアルは教育長が定めることとなっているが、これに沿って執行するというだけでなく、留意するものということか。

総務主席人事管理主事： そうである。

興 委 員： 留意ということはマニュアルを念頭において、個々の判断を許容しているということか。

総務主席人事管理主事： それぞれの場面では自身の判断も必要であるが、最終的には組織としての判断が必要となるので、そういったことも盛り込んだマニュアルである。

興 委 員： 組織としての判断ということか。

総務主席人事管理主事： 個々の場面で職員個人が気をつけるべきこともマニュアルに載せているが、最終的判断は組織である。

興 委 員： 対応要領とマニュアルを精査してほしい。

加 藤 委 員： マニュアルで全てが対応できるわけではない。各事案で現場の職員が対応するが、その都度全体会議にあげて意見を聞き、斬新的に進めて行けばよい。全てマニュアルとすると、逆に差別を助長してしまう可能性があるので、最初はこれで良いと思う。

興 委 員： 事故トラブルが発生した場合、マニュアルに沿っているかどうか問われる。加藤委員が言われるように、マニュアルを念頭において各現場の教職員が適切に対応するのであれば問題ないが、「マニュアルに留意する」「マニュアル等により」という表記だと曖昧な表現となるので精査をお願いします。

溝 口 委 員： 様々な場面が想定されるので、合理的配慮はみんなで考えるべきものだと思う。

教 育 長： 質疑等はあるか。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 47 号議案を原案どおり可決する。

(会議の中断)

教 育 長： ここで休会とする。再開は 13 時とする。

報告事項 1 中学校夜間学級等検討委員会報告書（提言）の手交

教 育 長： 報告事項 1「中学校夜間学級等検討委員会報告書（提言）の手交」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

検 討 委 員 長： 戦後、就学機会を保障する場として設置された公立中学校夜間学級だが、近年、教育をめぐる環境が複雑多様化する中、その役割が注目されており、国においても議員立法による法案化の動きがある。こうした中、本県においては、「中学校夜間学級等検討委員会」を開催し、中学校夜間学級を含めた多様な学習機会について、市町教育委員会を対象に、県内における夜間学級のニーズ調査を実施するとともに、県内関係機関の視察や聞き取りを通して実態を把握し、方向性を協議し、今後の本県の方向性を示す提言として大きく 4 つにまとめた。一点目は、関係機関と連携し、いじめ、不登校など生徒指導上の諸問題を抱える児童生徒のための適応指導教室や、外国籍児童生徒のための初期指導教室など、学校内外の学びや就学の環境づくりを推進することである。二点目は、学校における外国籍児童生徒の受け入れ体制を構築するため、外国人児童生徒支援員の増員及び、校内における支援員の拡充と相談体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、外国人児童生徒の学びや就学を支援するネットワークの構築に努めることである。三点目は、全ての子どもが学校において安心して学ぶことができる環境をつくるため、いじめ、外国人差別などの撲滅に向けた人権教育の推進に努めることである。四点目は、中学校夜間学級について、現時点で静岡県内に設置する必要性は認められないものの、政府の方針や法整備の動向に注視しつつ、他の都道府県の取組の研究や県内の潜在的なニーズの把握に努めることである。今後は本報告書並びに提言を踏まえ、本県における多様な学習機会の確保に向けた具現化の方策を推進するようお願いする。

教 育 長： 現在、静岡県内において夜間中学校はないが、県内には外国人が 7 万数千人住んでおり、外国人籍の生徒も 2 千数百人いる。また、不登校生徒も 4 千数百人いる中で、今後、夜間中学校の必要性が出てくる可能性があるので、今回の報告書を踏まえ、本県にあった方策を考えていこうと思う。

興 委 員 長： 8 ページに「静岡県における多様な学習機会の確保に向けた提言」とあるが、文科省の委託を受けて、静岡県教育委員会の枠内で議論されてきたので、県教育委員会として全体を網羅し、その上で市町教育委員会と連携するなどの表現がよいかと思う。主体が何処にあるのかを考えた上でまとめてほしかった。

- 溝口委員： この報告書の内容から、教育委員会だけでは議論が狭まってしまうので、総合教育会議の議題として上程してもよいと思う。
- 義務教育課長： 興委員御指摘のとおり、国の委託を受けて調査している事業であるが、外部有識者がまとめた提言でもあるので、このようなまとめとなっている。県教育委員会として提言を受け止めた上で、市町教育委員会と連携して取り組んでいく。
- 教育長： 他に意見は無いか。
- 全委員： （特になし）
- 教育長： 報告事項2を了承する。

第46号議案 平成28年度組織改編等に係る関係規程の改正

- 教育長： 第46号議案「平成28年度組織改編等に係る関係規程の改正」について、池田教育総務課長より説明願う。
- 教育総務課長： <議案についての説明>
- 教育長： 質疑等はあるか。
- 溝口委員： 指導監という役職が新設されるが、現状の参事や補佐との違いは何か。
- 教育総務課長： 高校教育課内に設置する役職である。求められることは、文科省の諮問において示されているカリキュラムマネジメントをより効果的に事業展開をするため、学校経営の視点に立った高い教育的専門性が必要となる。2つめは総合教育会議において議論された、教職員・高校生の国際化、新たな実学の奨励を具体化するために、各学校長の理解を得ることや、企業や大学等関係機関との連絡の必要性が大きくなっているため、これまでの参事、補佐ではなく、対外的にも役割を明確に示す「指導監」とした。
- 溝口委員： この役職に就くためには、指導主事の経験が必要か。
- 教育総務課長： 指導主事経験の必要はないが、校長経験者を配置することになるかと思う。
- 溝口委員： ポストが増えるということか。
- 教育総務課長： 従前の参事が指導監になるので、ポストが増えるわけでない。
- 興委員： 2ページの(2)静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則のイに、総合支援課の分掌事務のうち、幼稚園、保育所、小学校等の連携推進及び幼児教育関連の情報発信、調査及び研究に関する事務を義務教育課に移管したとあり、ウにおいて、特別支援教育に関する事務を分掌するとあるが、10、11ページの静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則では、特別支援教育に関する事務の分掌は何処に示されるのか。また、なぜそうすることが適切かについて説明願う。
- 教育総務課長： 記載については、総合支援課(4)の小学校及び中学校における特別支援教育の推進に関することである。
- 興委員： 分掌することの必要性の説明をお願いします。
- 総合教育センター所長： 特別支援教育に関することは大きな課題である。センターが新たに

スタートした時、「発達障害への対応」、「幼児教育」、「国際化」、「新しい実学」の4つの課題が設けられ、それぞれの専門性を高めることを目指した。現状では、特別支援教育となると特別支援教育課にとりがちであるが、実際には発達障害の子ども達は普通教室の中に大勢おり、そこに対応しなければならない。前回の組織改正の時に発達障害担当をセンターの特別支援班に置き、普通学級で特別支援教育を進めるということでやっていたが、特別支援班の中の業務にとどまっていることがあった。特別支援班はセンターでは専門支援課にあり、小中学校班と高校班は総合支援課が所管している。発達障害に対応する指導を普通学級を所管する小中学校班や高校班においても、特別支援班と連携して積極的に進めていこうということである。

興 委 員： 本庁の特別支援教育課の業務がセンターに移るということではないのか。

総合教育センター所長： そうではない。センターの専門支援課の業務を他の課に分掌するということである。

興 委 員： 3ページ(4)静岡県教育委員会文書管理規程のイ、行政不服審査法の改正により、不服申し立ての手續が「審査請求」に一元化されたことに伴い、文言を削除したとあるが、どのように一元化されるのか。

義務教育課長： 行政不服審査法が改正され、「審査請求」と「異議申し立て」が「審査請求」に一元化されたことである。

溝 口 委 員： 指導監は役職と考えていたが、2ページ(1)静岡県教育委員会事務局内部組織規則エに、生徒の指導に関する重要事項を処理するため、指導監を設置したとある。ここでいう指導の範囲はどこまでなのか。

教 育 監： 狭義の生徒指導でなく、広義の生徒指導である。

興 委 員： 誰に対する指導なのか。

教育総務課長： 直接的に子どもを指導するのではなく、事務局内の義務、高校、特支の指導班を指導する立場である。

溝 口 委 員： 2ページでは生徒の指導となっているが、規則では広義の指導となっている。

興 委 員： 生徒を指導するにあたって、教員を指導することはおかしくないので、16条の2の2を「指導監は、上司の命を受けて、生徒の指導に関する重要事項を処理する」とすれば目的が明確になる。

教育総務課長： 指導監の業務は、評価指導、生徒指導、進路指導、特別支援教育、産業教育、教育課題の対応、関係団体との連携、入学者選抜となる。

興 委 員： 指導という文言に修飾語句を明確にして、限定要件を入れた方がよいのではないか。これであると、上司の命ということで限定される印象があるが、指導なら何でもできると捉えかねない。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 46 号議案を原案どおり可決する。

第 48 号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議

教 育 長： 第 48 号議案「知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 補助執行を行わなければいけない理由があるにもかかわらず、資料の概要にあるように、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「教育公務員特例法」の改正により知事部局が担うことになるのは、法制度としてどうかと思う。

義務教育課長： 地方自治法の逐条解説にあると思うが、知事からの執行機関への補助執行規定が 180 条の 2 にある。教育委員会から知事への補助執行規定は 180 条の 7 となる。既存の行政機関では対応が難しいものを弾力的に運用するために作られている仕組みであるので、今回の運用は法律が想定していると認識している。

興 委 員： 教育公務員特例法の改正の時点で、移管する業務から除いてもよかったと思うがどうか。

義務教育課長： 幼保連携型認定型こども園の制度設計上の問題である。現状、地方公共団体における執行機関は町区のどちらかに所属しなければならないので、知事部局の中に所管させるとどうしても地方教育委員会が担ってきた部分が当てはまらない箇所が出てきてしまう。制度ができた段階で補助執行を運用することが議論されていたようである。また、従前、教育委員会が担ってきた幼保連携型認定型こども園の幼稚園の部分について、地教行法上、助言する権限が新たに設けられていることから、保育教諭への初任者研修を知事部局が担うには法制度上からも難しいということを含めてのことではないかと推察する。このことについては通知でも示されている。

興 委 員： 補助執行は教育委員会でなく教育次長がうけるのか。

義務教育課長： そうである。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 48 号議案を原案どおり可決する。

第 49 号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議

教 育 長： 第 48 号議案「知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 基金の運用について、円滑に教育委員会にて行うとの説明であったが、その部分は知事の権限に属する事務の補助執行として無いということか。

高校教育課長： 基金が取り崩され、予算となってからの執行は教育委員会が行う。

興 委 員： 本来は事業計画等を含めて教育委員会で所掌しなければならないので、単に取り崩される金額が示されるだけでなく、前段の事業計画と一体でやらなければならないとするなら、知事の権限に属するグローバル人材育成事業全体が、知事部局だけでなく県教育委員会の本来業務という認識でよいか。実際、教育長が各方面に働きかけているので、教育委員会の本来業務で、財産管理上の部分だけが知事権限と考えてよいか。

義務教育課長： そうである。地教行法第 22 条第 4 項で教育財産の取得、及び処分に関することとある。

興 委 員： 補助執行する部分の所掌は高校教育課なのか。

高校教育課長： 財産規則に関する補助執行の手続きは高校教育課総務担当で行う。

興 委 員： 財務課長ではないのか。

財務課長： 事業と一体の基金となるので高校教育課となる。

教育長： 他に質疑はないか。

全 委 員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教育長： 第 49 号議案を原案どおり可決する。

第 50 号議案 職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う補助執行協議書の修正及び関係規則の廃止

教育長： 第 50 号議案「職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う補助執行協議書の修正及び関係規則の廃止」について、福永スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： これにより静岡県スポーツ行政は変わると思う。学校におけるスポーツは教育委員会でそれ以外は知事部局となるが、県民への周知はどのように考えているか。

スポーツ振興課長： 体育協会等を通して、各競技団体へ周知していき、問い合わせにはその都度対応する。

溝 口 委 員： 補助執行されるということは一本化されるイメージだが、2つに分かれてしまう。

スポーツ振興課長： これまでもスポーツ交流課と施設管理をしている公園緑地課、スポーツ振興課は窓口が判りにくく、3課で調整してきたので、引き続き連携していく。

教育長： 県民や各スポーツ団体への周知は徹底すべきである。また、学校体育

とその他のスポーツに分かれてどのように国体等の大会での成績が良くなるのかは重要なポイントである。

溝口委員：水泳場と武道館は学校と密接に動いてきた部分があるので、関係者への周知方法は考えてほしい。

教育長：他に質疑はないか。

全委員：（特になし）

教育長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第50号議案を原案どおり可決する。

第51号議案 教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

教育長：第51号議案「教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長：〈議案についての説明〉

教育長：質疑等はあるか。

興委員：学校種・免許種等に応じて選択（6時間）とあるが、文科省からどのように具体的指導が示されているか。

義務教育課長：具体的に示されていない。更新講習実施の際に各地方公共団体で施策の幅をもたせている。一方、更新講習の時間数であるが、カリキュラムを増やすことは重要だが、負担感を増やさないということで、選択必修領域を設けている。

興委員：7つの選択必修領域が学校種・免許種に応じてとあえて明記してあるが、義務教育課程、特別支援教育課程、高等学校教育等々の区別に応じたガイドラインはあるか。

義務教育課長：文科省に確認する。

加藤委員：「学校を巡る近年の状況の変化」と抽象的な表現が、「教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）」とより具体的になっている。自分の置かれている学校や環境に応じて全般的に学べるということで意味があると思う。法令等を学ぶよりも、学校長と本人が相談して選択必修領域から決めれば実効性があがると思う。

溝口委員：32ページにある静岡県公立大学法人に静岡文化芸術大学は含まれるのか。

義務教育課長：法人なので含まれる。

教育長：他に質疑はないか。

全委員：（特になし）

教育長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第51号議案を原案どおり可決する。

第52号議案 静岡県学校管理規則の一部を改正する規則

教育長：第52号議案「静岡県学校管理規則の一部を改正する規則」について、

渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

興委員： 主任実習助手、主任寄宿舎指導員とあるが、「主任」が新たに設けられたのか。

教育次長： 職務上ではなく、地方公務員法改正と関係ない。実習助手や寄宿舎指導員も給料表上1級にあり、従来、教育委員会では、人事委員会の特例をとって主任が付される2級に昇格昇任させていたが、今回、組織として職名があるのであれば、管理規則に職名は規定しなければならないという観点から改めた。

興委員： 地方公務員法改正は位置付けが必要ということか。

教育次長： 今回の地方公務員法改正の趣旨が、公共団体で扱っている職名を明らかにするという改正動機であった。

斉藤委員： 2級となる主任実習助手、主任寄宿舎指導員と、1級の実習助手、寄宿舎指導員となるということか。

高校教育課長： そうである。

興委員： 第31条の2であるが、「主任実習助手は実習助手をもって充てる」と明記されており、充て職のような印象となるので、「主任実習助手を置く」など明確な表現の方がよいと思うがどうか。

教育次長： おそらく31条の表現がそういったかたちになっていると思う。

教育長： 他に質疑はないか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第52号議案を原案どおり可決する。

第53号議案 静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－「共生・共育」を目指しての策定－

教育長： 第53号議案「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－「共生・共育」を目指しての策定－」について、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 学区が決められているために、希望する学校へ移れないという話を聞くことがある。32ページに「居住する学区の小・中学校に便宜的に「副次的な籍」を置くことが効果的」とあるが、現場で機能するのか。

特別支援教育課長： 学籍が2つあることは法律的にはないので、見かけ上の籍となる。既に東京都、埼玉県、神奈川県ではこういったかたちで運営している。例えば災害が起きた時にも、居住する地域において「この子は特別支援学校に通っている」ことがわかっていることが前提であり、交流学习等が有効な手段として展開できる。

加藤委員： 特別支援教育を語る時、自分の代弁者のように利害を重ねて主張するケースが多いので、本当に子どもがもとめていることは何かということを見据えて、先生方は対応しなければならない。現状をこのようにまとめることは非常に意義があり、よくまとまっていると思う。

斉藤委員： 資料の3ページであるが、普通学級の中で特別支援教育を受けている子どもが50パーセント程度となっている。インクルーシブ教育を進めていくことが大事であり、障害を持つ子どもにとっても良いことであり、障害を持たない子どもにとってはそれ以上に良いことである。特別支援教育の新たな観点として伸ばしていかなければならない部分と思う。また、障害をもつ子ども達が、将来就職し社会で活躍する場を作ることが重要となると思うので、そういった観点でもインクルーシブ教育は重要である。企業でも従業員の2パーセントは障害者雇用をしなければならず、罰金を支払っているケースもあるが、最近では障害者雇用が定着してきていると感じている。教員や学校職員は例外なのか。

教育総務課長： 例外ではない。2.2パーセントの目標である。

斉藤委員： 教育委員会全体としても考えていくべき課題である。

教育長： 特別支援学校から社会へ送り出すことは教育委員会と社会が連携して考えていくべき課題である。

加藤委員： インターンシップは特別支援教育を通してやっているのだから、教育現場で多く活用すべきである。

教育長： 教育委員会や学校現場で働けるモデルを積極的に作っていかなければならない。

教育監： 高等学校における特別支援学級は、全国的にもまた本県においても丁寧な研究を進めているが、高校生年代となると、本人たちや保護者のプライドが新たな課題となってくる。今後も環境整備等も含めて協議を進めていく。

溝口委員： 特別支援学校や療養施設から大学へ進学する発達障害の生徒が多くなってきているが、連携接続が不十分で入学してから気づくケースがある。情報共有されることによって、合理的配慮がし易くなり、理解が深まりインクルーシブな社会となると思う。

教育長： 大学では卒業後の就職のことがあるので、発達障害の学生については、1, 2年生頃から将来を考えている。

特別支援教育課長： 発達障害の方は知的に高い方が多いので、上手に振舞って過ぎてしまうケースが多い。発達障害は成人になるに従って症状が軽くなる方もいれば、思春期に更に不安定になる方もいるので、ある程度明確になった時点で支援機関と連携してケアをしていくことが必要である。

加藤委員： 障害のある方が働きやすい職場は、健常者も働きやすい職場である。規律を過度に重んじ、上司の命令どおりに働く職場だと健常者も働き難く、障害者は爪弾きにされてしまう。社会の多様性を広げていけば十分に障害者を受け入れられる社会になると思うが、現状では過度な

ノルマを課せられ、上司の命令に従うことを求められるような会社があるので、障害者は働き難くなり、健常者も過度な残業を課せられ、休日出勤を命じられることがおきている。この問題を単なる特別支援の問題として捉えるのではなく、どうやって許容力のある社会にするかを考えていくと解決策が出るのではないか。

興 委 員： 策定内容はよくできているが、具体的方策を明確に示してあるとよかったと思う。冊子後段に資料として、静岡県自立支援協議会学齢部会設置要綱、特別支援教育推進会議設置要綱、特別支援教育検討会設置要項等があるが、県教育委員会の総括としては特別支援教育推進会議からなのか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 前段として静岡県自立支援協議会の学齢部会からの報告はいつ教育委員会で審議されてきたのか。

特別支援教育課長： 協議会において報告している。

興 委 員： 特別支援教育推進会議（オール教育委員会）においてまとめたものを教育委員会の責任において在り方を示すということか。

教 育 監： そうである。

興 委 員： 明確な方策を示すと教育委員会としての力点が見えてくる。先ほどの議案でセンター機能に特別支援教育関係を分掌させるということであったが、合わせて来年度に向けた施策を示してほしい。

特別支援教育課長： 整備計画を含めることも考えたが難しい部分があった。また、施策は各課で用意しているので、4月から各市町に伝えていく。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第53号議案を原案どおり可決する。

報告事項2 学校に勤務する教職員の多忙化解消検討委員会報告

教 育 長： 報告事項2「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討委員会報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

溝 口 委 員： 多忙化解消のモデル校は決まっているのか。

義務教育課長： 資料7ページの図の中に示してあるが、富士市の富士見台小学校、清水町の清水中学校、藤枝市の高洲中学校、吉田町の住吉小学校である。

教 育 監： 小中学校の4地区モデル校は説明のとおりだが、高校教育課、特別支援教育課の担当にも、モデル校の視察や研究協議に参加するよう促している。未定であるが、来年度の移動教育委員会で訪問することを考えているので、教育委員の方々にも視察、意見交換等のかたちで参画していただきたい。

斉 藤 委 員： 高等学校のモデル校は決定しているか。

高校教育課長： 沼津城北高等学校、吉原高等学校、島田高等学校、浜松東高等学校の4校である。

教 育 長： 質疑等はあるか。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

報告事項3 静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画)の平成27年度進捗状況報告

教 育 長： 報告事項3「静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画)の平成27年度進捗状況報告」について、中川情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

溝 口 委 員： 報告書25ページであるが、クラウドシステムを活用して県と市町が連携してできるよう研究・検討を行うとあるが、具体的にはどのように共有していくのか。

情報化推進室長： 現在、グーグルを活用し研修資料等はクラウド上で情報共有している。

溝 口 委 員： 学校における成績データの共有化、文書の共有化について意見はないか。

情報化推進室長： 県立学校では平成22年度から1人1台パソコン導入に伴い、平成24年度から成績処理システムを本格導入しており、指導要録、調査書作成を電子化して県の統一したデータベースの中で処理している。

溝 口 委 員： 小中学校には無いのか。

情報化推進室長： 市町教育委員会の所管となるが、全ての学校でデータベース化されている状況でない。

興 委 員： 溝口委員が質問した報告書25ページについては、計画欄には人事給与業務の効率化と旅費計算システムの運用改善とあるので、成績処理等の学業業務は含まれないと思うがどうか。

情報化推進室長： そうである。

興 委 員： 成績処理の関係で県と市町は連携をとっているのか。

情報化推進室長： 現状では連携をとるかたちまで至っていない。

興 委 員： 施策として成績処理業務を対象とするのか。

情報化推進室長： 現時点では対象としていない。

興 委 員： クラウドシステムは10年程前からあるが、静岡県は取り組みが遅いが、具体的にどういったシステムを使っているのか。

情報化推進室指導主事： 県では各学校から申請があれば、グーグルドライブのアドレスを付与している。例えば各学校の教員が教科研修等をする時に、付与されたアドレスからグーグルドライブにアクセスしデータ共有をすることができる。また、タブレット端末を使用する際も、アドレスを付与することによって共有活用することができる。

興 委 員： 県と市町が連携して取り組むことが大事であると思うので、25ページの2項目だけでなく、幅広く研究をすると理解してよいか。

情報化推進室長： 25ページの事業は旅費と給与の事務処理について、連携できるよう

研究・検討するというものである。

興 委 員： このような業務や契約事務業務は含まれないのか。

情報化推進室長： 契約事務業務は含まれない。

加 藤 委 員： 官公庁におけるICT化は民間企業からは相当遅れており、3大予備校における成績処理の全国化は40年ほど前からやっている。大学受験における高校の進路指導には、3大予備校が実施する模擬試験のデータがなければできない。2020年度に大学入試制度が変わるため、国で成績管理データベースを把握したかたちで各学校が利用できるシステムを早く作らないと、いつまでも3大予備校の模擬試験頼みになってしまう。もう一つは最前線で何が動いていて何が必要とされているのかを見極めれば我々が目指す方向性は見えてくる。新聞にも良く出てくるキーワードであるが、「AI（アクティヴ・インテリジェンス）」と付随したソフトとして「ディープラーニング」である。ディープラーニングは複雑なものから単純なものまであり、単純なものは一部の塾等で使っている。足し算、引き算、掛け算、割り算、分数など、間違える傾向がわかるとその傾向に合わせて新しい問題を出していくようなことができ、ある意味では教育のAI化である。サーバの中にソフト作るようなことをやっている、と、教員がプログラマーにならなければ運用できなくなるので、多忙化につながってしまう。世の中の最先端はプログラミングで問題解決するのではなく、コンピュータそのものが問題解決をする方向に進んでいる。教育委員会のICT化の現状は遅れているので、世の中の最先端を見極めて方向性を探ることができる。

溝 口 委 員： 教育格差問題の観点で言うと、学習支援の方法としてあすなる学習室等にそういった情報をデータベース化すれば、タブレット一つで解消できる。タブレットの貸し出し等で、良いシステムを貧困層などの届きたい人に届くようにしてほしい。

総合教育センター所長： あすなる学習室では学校に来て勉強ができない子の支援を行っており随時更新している。オープンにしているシステムなので、県内だけでなく全国から問い合わせがあるが、現状の運用方法について検討していかなければならないと感じている。

教 育 長： 質疑等はあるか。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項3を了承する。

報告事項4 静岡県指定文化財の指定

教 育 長： 報告事項4「静岡県指定文化財の指定」について、増田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

教 育 長：他に意見は無いか。
全 委 員：（特になし）
教 育 長：報告事項4を了承する。

教 育 長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成27年度第24回教育委員会定例会を閉会とする。